4　次のとおり政府の再保険に係る規定の整備を行うこととした。

㈠　組合責任保険金額は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の保険ごとに、組合保有純保険料総額に組合の保険責任に係る危険の態様を勘案して定める一定の乗数を乗じて算定することとした。（第一九条第一項関係）

㈡　組合保有純保険料総額は、同一年度保険関係の純保険料の合計額から当該同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額を差し引いて得た金額とすることとした。（第一九条第二項関係）

㈢　政府が支払うべき再保険金の算出に当たり、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち組合責任保険金額を超える部分の金額に乗ずる割合を、一〇〇分の八五とすることとした。（第一九条第三項関係）

㈣　組合が再保険料の払戻しを請求することができる金額は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の保険ごとに、組合が払い戻すべき純保険料の額に相当する金額に、当該純保険料に係る同一年度保険関係に係る漁船保険再保険事業等の再保険料の金額の当該同一年度保険関係の純保険料の合計額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第二〇条関係）

二　漁業災害補償法施行令の一部改正関係

1　漁獲共済において、漁獲数量が一定水準を上回ると支払共済金を削減し、又は支払わないとする特例の対象からさけ定置漁業を削り、当該特例に係る基準漁獲数量を削ることとした。（旧第六条第三号、旧第一二条の二及び旧第一二条の三関係）

2　漁獲共済の特定第二号漁業者の要件として、都道府県知事により定められた区分の漁獲金額が一年を通じて二〇〇万円を超えることを追加するとともに、特定養殖共済の区域内特定養殖業者の要件として、都道府県知事により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九〇日を超え、かつ、当該特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を通じて一三〇万円を超えることを規定することとした。（第九条の三及び第一八条の六関係）

3　養殖共済において、疾病による被害に係る支払共済金を削減するとする特例の対象から、小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式さけ・ます養殖業等を削ることとした。（第一八条関係）

4　次のとおり掛金補助の要件を見直すこととした。

㈠　養殖共済の高率の掛金補助の要件として、養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から同時に当該養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合における当該申込みに係る共済契約者であることを規定することとした。（第二三条第三項第三号関係）

㈡　養殖共済の掛金補助の要件として、養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の二分の一以上の者から同時に当該種類の養殖業に係る養殖共済の締結の申込みがされた場合における当該申込みに係る共済契約者であることを追加することとした。（第二五条第二項第二号関係）

㈢　特定養殖共済の掛金補助の要件（高率の掛金補助の要件を含む。以下同じ。）として、区域内特定養殖業者の掛金補助の要件を満たす共済契約の締結の申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがあった場合における当該申込みに係る共済契約者であることを追加することとした。（第二三条第三項第四号及び第二五条第二項第三号関係）

三　漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令の廃止関係

漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令を廃止することとした。

四　施行期日

この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

政　令

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十九号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十号

特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第八条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第一項及び第四項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第九条第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第二項中「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第三項第三号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第四項及び第五項第三号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附　則

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三